

【いじめ防止対策委員会の構成メンバー】

()内は、重大案件発生時に召集する。

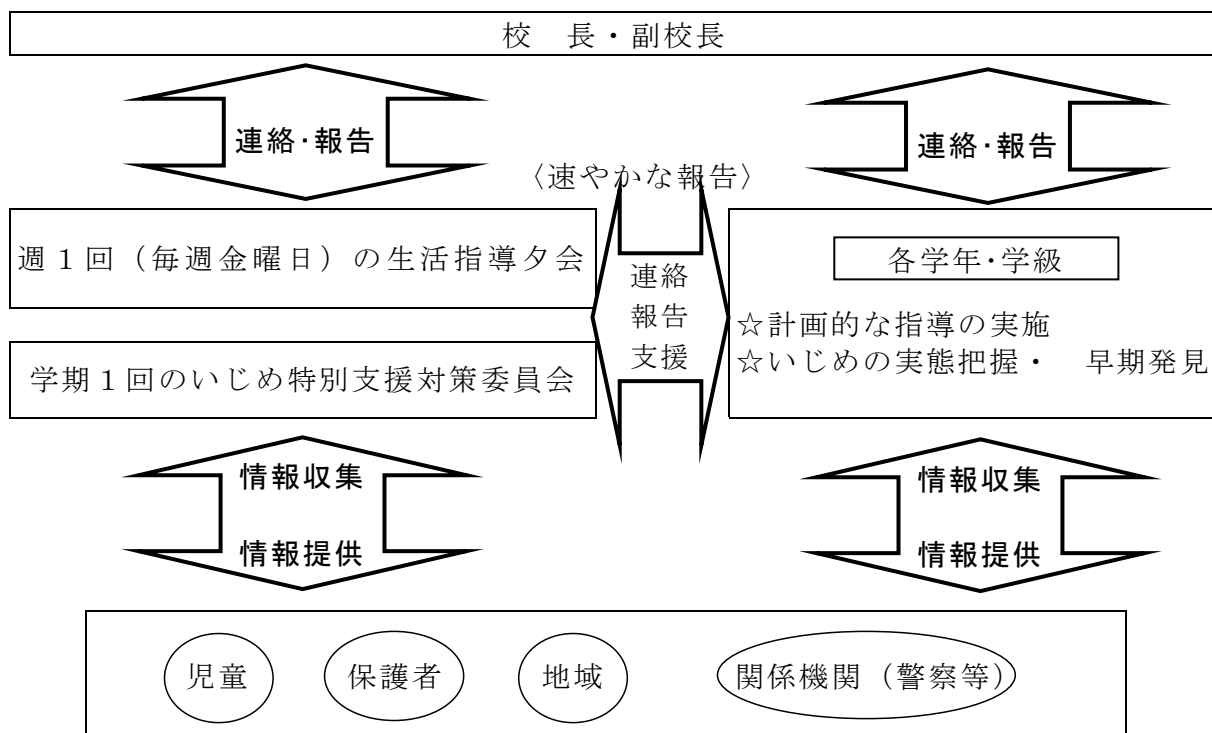
校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任
 (該当学級担任、人権担当主任、養護教諭、特別支援主任、S C、
 S S (弁護士、医師、警察、教育委員会))

【学校サポートチームの構成メンバー】

()内は重大案件発生時に発足

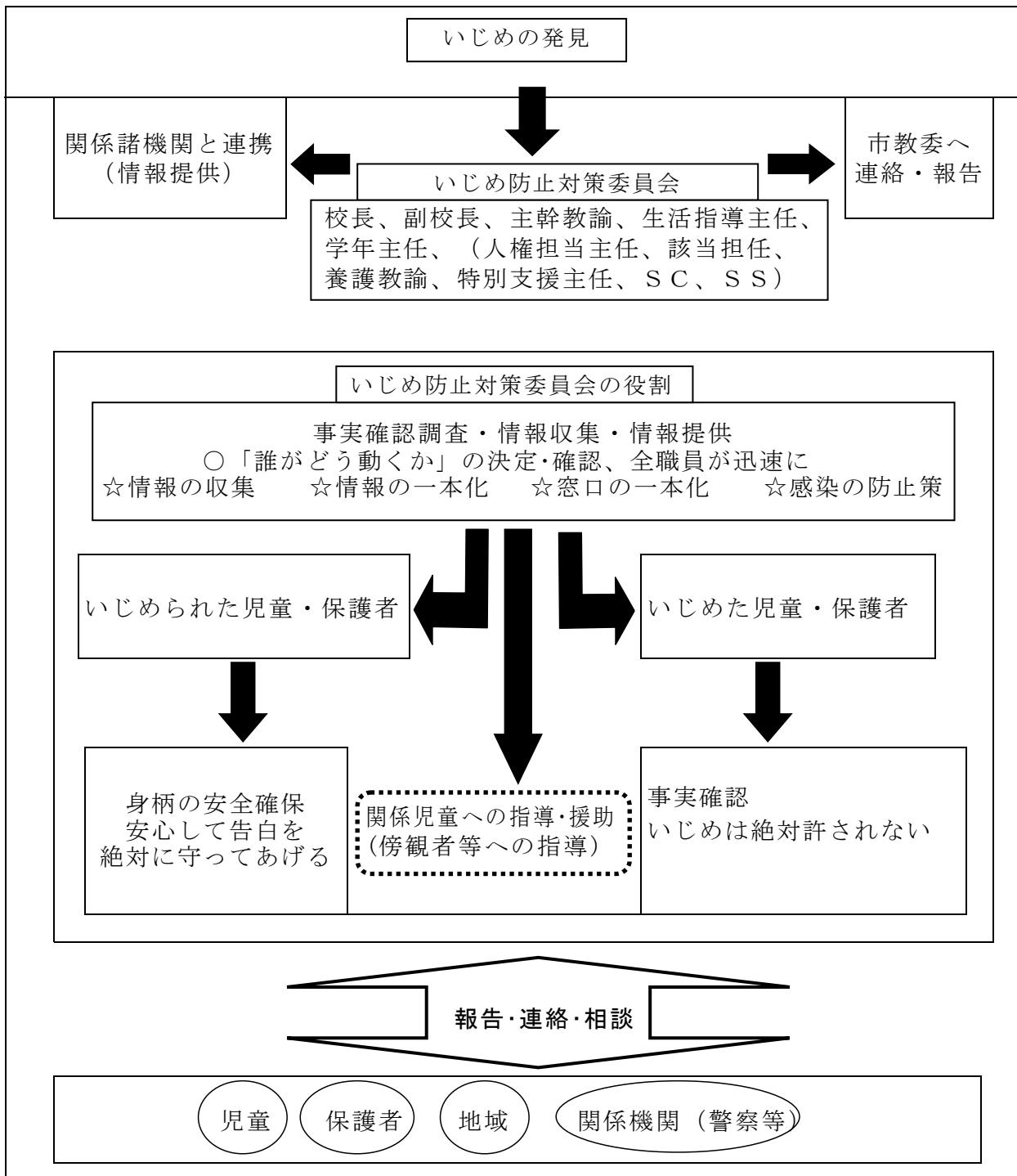
校長、副校長、主幹教諭、学年主任
 (養護教諭、特別支援主任、S C、(評議員))

A 【いじめ防止体制 (平常時)】



※ 「いじめ防止対策委員会」等を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織する。また、同協議会が保護者や関係諸機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

B【いじめ防止体制（いじめ発生時）】

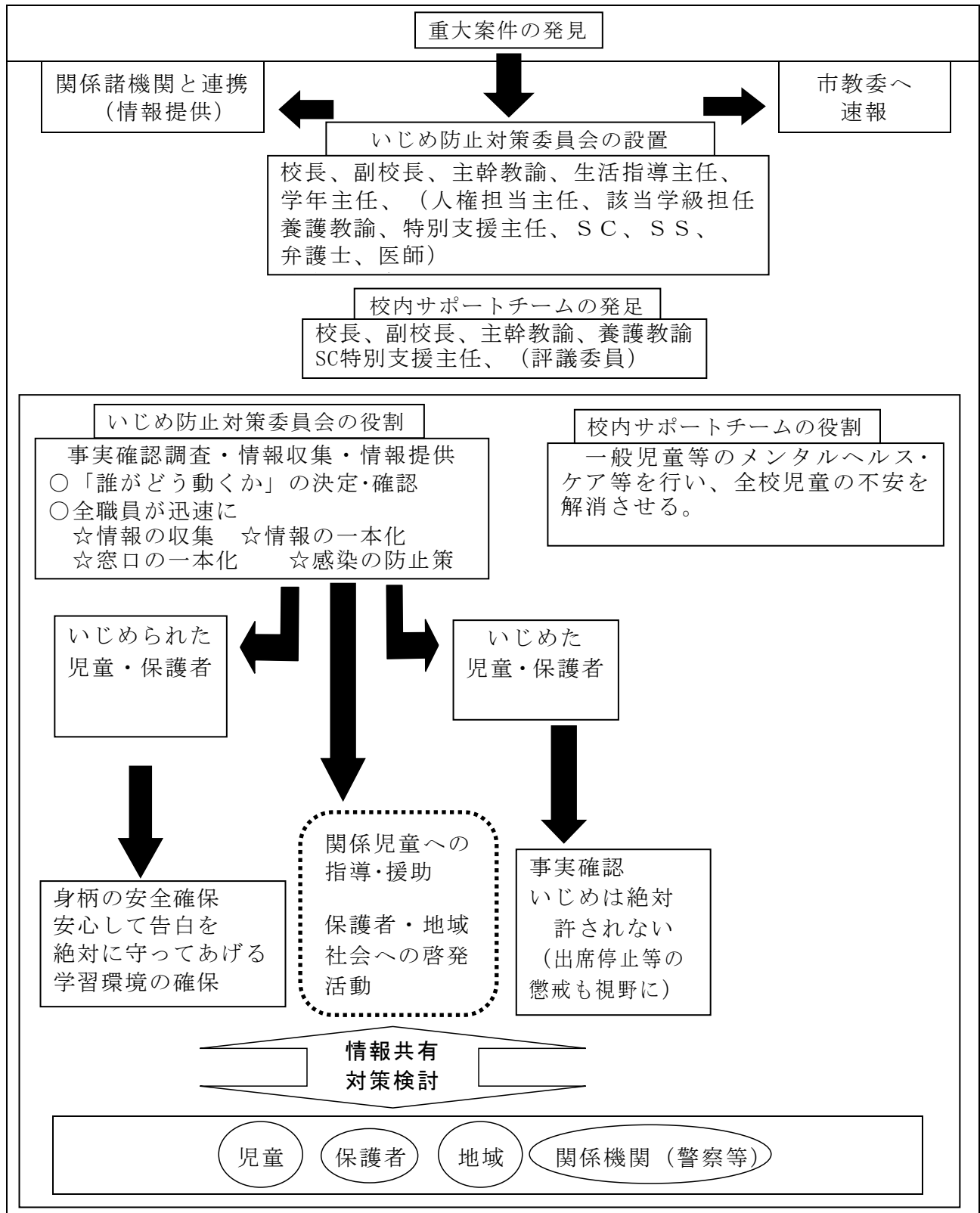


いじめの解消
(継続して情報交換・援助)

事後観察・支援の継続
(日常観察・SC等との連携)

学校評価
取組の分析、改善

C 【いじめ防止体制（重大案件発生時）】



報道等への対応（教育委員会との連携）
 事後観察・支援の継続（ケア等日常観察・関係機関等との連携）
 学校評価（取組の分析、改善）

重大案件が発覚した時点で、緊急いじめ防止対策委員会を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、校内にサポートチームを立ち上げ、一般児童等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校児童の不安を解消させる。

D 【いじめ未然防止・早期発見（アンケートの実施）】

- 1 教職員全体で「いじめ」について共通理解
・年度当初に確認
- 2 年3回（学期1回）ふれあい月間にいじめアンケートを実施
【実施時期】
 - ①1学期 6月下旬
 - ②2学期 11月下旬
 - ③3学期 2月下旬※学期中に聞き取り、解決ができるように時期を設定
- 3 該当児童への個別の聞き取り
・教職員全体で共有できるようにするため、聞き取り内容の共通理解を図る
- 4 「学校いじめ指導状況管理一覧」の作成
・聞き取り後の状況を一覧表に記入することで、継続的に指導していく
・日頃から、教員のいじめの状況に対する意識を高めていく
・学期ごとに市へ報告する

※2学期のふれあい月間は、東京都教育委員会による「いじめに関する調査」及び「不登校に関する調査」を実施する。いじめと不登校の関連性等についても、重点的に調査する機会とする。

